道志村漁業協同組合遊漁規則の変更について

新旧対照表(下線:変更部分)

改正後規則 道志村漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

第1~3条 略

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第1・2項 略

3 第3条第3項の特別遊漁料は次表のとおりとする。

魚種	漁具漁法	期間	特別遊漁料
にじます	竿釣	1日	<u>3,200</u> 円
やまめ	竿釣	1日	<u>3,800</u> 円

但し疑似餌釣り専用区にあっては魚種を問わず1日、男性3,000円 女性2,00円とする。

4 略

第5~7条 略

(付則)この規則は平成26年1月1日から施行する。

この規則は平成29年4月1日から施行する。

改正前規則 道志村漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

第1~3条 略

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第1・2項 略

3 第3条第3項の特別遊漁料は次表のとおりとする。

魚種	漁具漁法	期間	特別遊漁料
にじます	竿 釣	1日	<u>2,800</u> 円
やまめ	竿 釣	1日	<u>3,000</u> 円

但し疑似餌釣り専用区にあっては魚種を問わず1日、男性3,000円 女性2,00円とする。

4 略

第5~7条 略

(付則)この規則は平成26年1月1日から施行する。